

# 令和6年度 第1回 龍ヶ崎市市民協働推進委員会

日 時： 令和6年7月3日(水)

午後1時30分から

場 所： 龍ヶ崎市役所5階 第1委員会室

## 次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 事務局職員の紹介・委員の自己紹介

4 議 題

- (1)委員長及び副委員長の選任について
- (2)市民協働推進委員会の役割について
- (3)まちづくりポイント制度について
- (4)今後のスケジュールについて

5 その他

6 閉 会

### 【配付資料】

- [資料1] 龍ヶ崎市市民協働推進委員会委員名簿
- [資料2] 龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例
- [資料3-1]まちづくりポイント制度について
- [資料3-2]ポイント交換メニュー
- [資料3-3]まちづくり・ポイント制度に関するアンケート結果報告書
- [資料4] 令和6年度市民協働推進委員会年間スケジュール(予定)
- [資料5-1]市民活動サポート補助金の概要
- [資料5-2]令和6年度龍ヶ崎市市民活動サポート補助金申請の手引き

## 龍ヶ崎市市民協働推進委員会委員名簿

(R6.7.1現在)

No.	氏名	選出区分	所属	備考
1	福井 一喜	学識経験者	流通経済大学共創社会学部准教授	継続 前委員長
2	池田 修	公募の市民		新規
3	中舘 修希	公募の市民		新規
4	吉田 恵	公募の市民		新規
5	佐藤 真智子	その他市長が必要と認める者	NPO 法人関係者 (ユースアンドアイ元代表)	継続
6	小林 克己	その他市長が必要と認める者	人権擁護委員経験者 (元人権擁護委員)	継続
7	島村 宏之	その他市長が必要と認める者	NPO 法人関係者 (龍ヶ崎市市民活動センター長)	継続
8	松田 百合子	その他市長が必要と認める者	市民協働推進委員会委員経験者 (公募選出 H28～)	継続
9	深澤 幸子	その他市長が必要と認める者	市民協働推進委員会委員経験者 (公募選出 R2～)	継続 前副委員長

※ 委員の任期:2年(令和6年7月1日から令和8年6月30日まで)

○龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 協働によるまちづくりの推進と市民活動の促進を図るため、龍ヶ崎市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に対して提言するものとする。

- (1) 市民協働の総合的な施策の実施に関する事項
- (2) 地域の団体等及び市が協働で実施する事業の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募の市民([龍ヶ崎市まちづくり基本条例\(平成 26 年龍ヶ崎市条例第 58 号\)第 3 条第 1 号](#)に規定する市民(法人その他の団体を除く。))をいう。)
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民経済部地域づくり推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例(以下この項において「改正前の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市市民協働推進委員会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例(次項において「改正後の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市市民協働推進委員会の委員(次項において「委員」という。)として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。

5 この条例の施行の日から平成28年6月30日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

付 則(平成30年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月14日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# まちづくりポイント制度について

## （ 1 まちづくりポイント制度とは ）

まちづくりポイント制度は、市指定の市民活動（環境美化活動・防犯活動・防災活動など）に参加するとポイントシールが配布され、貯めたシールの枚数に応じて、さまざまな景品などに交換できる制度です。

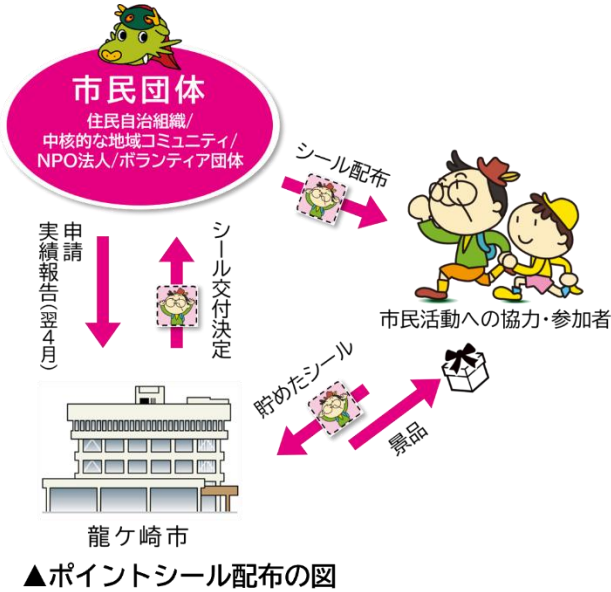
地域や行政に対しての関心や理解を深め、市民活動に参加してもらうためのきっかけづくりとして、平成26年1月から開始しました。



▲ポイントシール(見本)



▲ポイント手帳



▲ポイントシール配布の図

## （ 2 ポイントシールのため方・シールがもらえる市民活動 ）

市が指定する市民活動に協力・参加すると、活動の主催者からその場でポイントシールを1枚もらえ、ポイント手帳にシールを貼りためていきます。

ポイントシールがもらえる市民活動は、次の2種類です。対象活動は、定められた期間に申請いただき、審査を経て決定しています。

- **市が関わる活動**  
(例：わがまちクリーン大作戦(小・中学生分)、シルバーリハビリ体操の指導、傾聴ボランティアなど)
- **市民団体(住民自治組織・中核的な地域コミュニティ・NPO法人・ボランティア団体)が主催する活動**  
※住民自治組織(区・自治会など)・中核的な地域コミュニティは、環境美化・防犯・防災活動のみ対象

### 《 3 ポイントシールで交換できるもの 》

ポイントシールは枚数に応じて、さまざまな景品などに交換できます（景品の内容は別添「ポイント交換メニュー」のとおり）。また、登録されている市民活動団体へ活動資金としてシールを寄付することもできます。

- シールの寄付について

寄付することができる団体は、あらかじめ登録された市民活動団体で、寄付の届け出は登録団体または地域づくり推進課で受け付けています。寄付したポイントシールの枚数に 50 円を乗じた金額を市から市民団体へ「市民団体活動推進奨励金」として支給します。

令和6年7月現在の寄附受領登録団体数は 30 団体。主に花苗や肥料、備品購入費などの活動資金に活用されており、活動継続のための一助となっています。

### 《 4 ポイントシール利用状況 》

年度	交換枚数	交換件数	寄付枚数	備考
H26	740	37	552	実質初年度
H27	3,060	151	3,202	
H28	17,510	974	4,413	
H29	15,540	982	6,673	最多寄付枚数
H30	18,770	1,308	6,653	最多交換件数
R元	16,485	1,102	6,170	
R2	14,817	1,032	4,657	
R3	12,793	658	4,603	
R4	13,301	550	5,823	
R5	13,901	535	6,419	

＼市民活動に参加して、ポイントシールをGETしよう！／

# 龍ヶ崎市まちづくりポイント制度 ポイント交換メニュー



## 『まちづくりポイント制度』 ってなあに？

まちづくりポイント制度は、市指定の市民活動に参加するとポイントシールがもらえ、貯めたシールの枚数に応じて、さまざまな景品などと交換できる制度です。市民活動に参加するきっかけづくりや楽しみを目的としています。

さまざまな市民活動に参加して、ポイントシールを集めてみませんか？

## 『ポイントシール』 のため方は？



市が指定する活動へ参加すると、1回につき1枚のポイントシールがもらえます。

シールは、ポイント手帳※に貼りためていきます。※手帳は、活動の実施場所または市役所4階地域づくり推進課で配布しています。

ポイントシールがもらえる活動は  
市公式HPをチェック▶  
気になる活動があるか探してみよう！





# まちづくりポイントシール 交換メニュー

詳細 & 最新情報は市公式HPから ▶

ご注意ください



令和6年5月現在の内容です。交換メニューの内容は、変更する場合がありますので、予めご了承ください。有効期限切れのシールや、破損したシールは無効となります。また、シールを紛失された場合、再発行はできません。



10枚～



市民活動団体のサポーターになろう！  
市民活動団体へ寄付

寄付方法：市役所4階地域づくり推進課  
または市民活動団体へ手渡し。

10枚



まいりゅうグッズ  
ノート・ボールペン・缶バッチセット  
ノート、ボールペン、缶バッチをそれぞれ  
1つずつ選べます。

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

10枚



まいりゅうグッズ  
キーホルダー

シルバー、ゴールドの2色から選べます。

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

10枚

NEW



たつのこ産直市場  
商品券(500円分)

産直市場では、新鮮野菜や特産品、花・  
野菜の苗などを販売しています。

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

10枚



龍ヶ崎市社会福祉協議会佐貴西口支所  
ドリンクチケット(500円分)

佐貴西口支所「まいりゅうサロン」で使  
えるドリンクチケットです。

交換場所：社会福祉協議会佐貴西口支所

20枚



龍ヶ崎スタンプ会  
まいりゅうポイント満点カード(2枚)

龍ヶ崎スタンプ会加盟店でのお買い物  
に利用できます。

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

20枚



龍ヶ崎市観光物産センター  
お買い物(1,000円分)

観光物産センター(JR龍ヶ崎市駅東口)では、  
龍ヶ崎の名産品などを販売しています。

交換場所：観光物産センター

20枚



龍ヶ崎市農業公園 豊作村  
お買い物(1,000円分)

豊作村では、堆肥のみ販売しています。

交換場所：豊作村

20枚



オリジナルグッズ  
エコバッグセット

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

20枚



オリジナルグッズ  
ショッピングバッグ

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

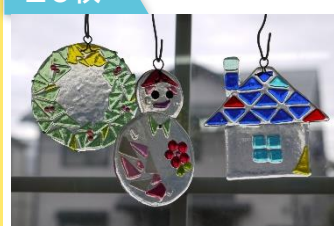
20枚



オリジナルグッズ  
帽子

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

20枚



あこがれの芸術家体験  
グラス工房達風(中根台)

ステンドグラスやガラス・フュージング画  
を体験できます。

申請場所：市役所4階地域づくり推進課

40枚



龍ヶ崎市コミュニティバス  
回数乗車券(11枚つづり)

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

40枚



ニューライフアリーナ龍ヶ崎  
プリペイドカード(2,000円分)

サブアリーナ、プール、トレーニングル  
ームの利用ができます。

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

40枚



オリジナルグッズ  
Tシャツ

S、M、L、XLの4つのサイズから選べ  
ます。

交換場所：市役所4階地域づくり推進課

60枚



あこがれの駅長体験  
関東鉄道 竜ヶ崎駅 1日駅長

申請場所：市役所4階地域づくり推進課



まちづくり・ポイント制度に関する  
アンケート結果報告書

龍ヶ崎市役所  
市民経済部地域づくり推進課

#### ○調査目的

「まちづくり・ポイント制度」は、より多くの市民の方に地域や行政に対して関心や理解を深めていただき、市民活動に積極的に参加していただくきっかけとして平成26年1月に開始しました。

本制度は、市民活動(防災・防犯・環境美化活動など)と市主催の行事(わがまちクリーン大作戦など)に参加や協力いただくことで、ポイントシールが配布され、ためたポイントシールの枚数に応じて、市内公共施設の利用券などと交換できるほか、同シール1枚50円相当をご自身が応援したい市民活動団体に寄付し、資金的に支援することも可能としているものです。

制度開始以来、一定期間が経過したため、制度の検証を行い見直しを図ることを目的に調査を行いました。

#### ○アンケート調査の概要

調査期間	令和3年10月18日から令和3年10月31日
調査対象	インターネット市政モニター登録者468人 (内訳:市内在住者440人、本市通勤・通学の市外居住者28人)
調査方法	インターネットのアンケートフォームを使用した調査

#### ○回答状況

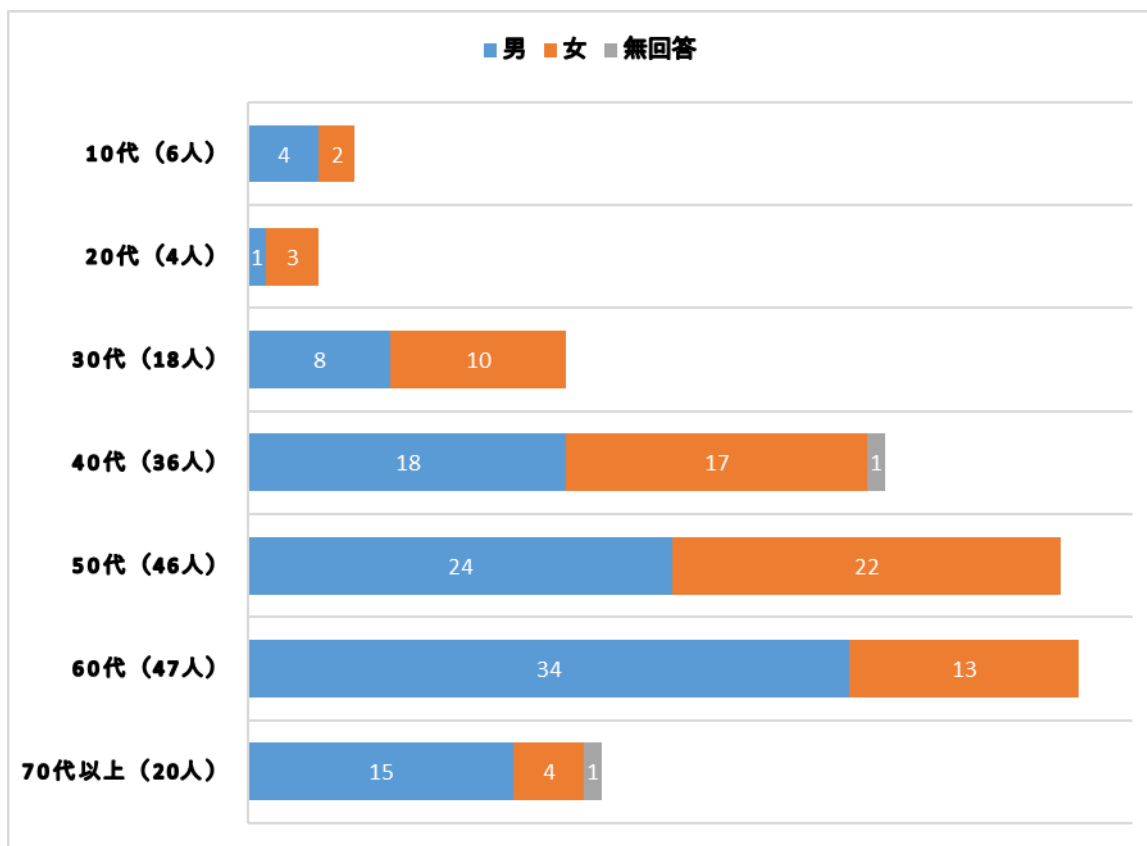
回答数	177人(男性104人、女性71人、不明2人)
回答率	37.8%

## 目次

1 回答者(年代別・男女別).....	1
2 「まちづくり・ポイント制度」は知っていますか.....	1
3 市民活動に参加し、ポイントシールをもらったことはありますか.....	2
4 ポイント制度は市民活動への参加意欲が高まると思えますか.....	2
5 どのような市民活動に参加しましたか.....	3
6 交換メニューの商品と交換したことがありますか.....	3
7 交換したことがない理由は.....	4
8 ポイントシールをもらったことがない理由は.....	4
9 ポイントシールを受け取らなかった理由は.....	5
10 市内一斉清掃は、今後もポイントシール配布対象活動とすべきですか.....	6
11 まちづくり・ポイント制度で改善した方がよいと思うことは.....	7
12 ポイントシールの配布方法について.....	8
13 市民活動への参加に向けた制度として有効な制度だと思いますか.....	8
14 市民の意見.....	9
15 意見のまとめ.....	10

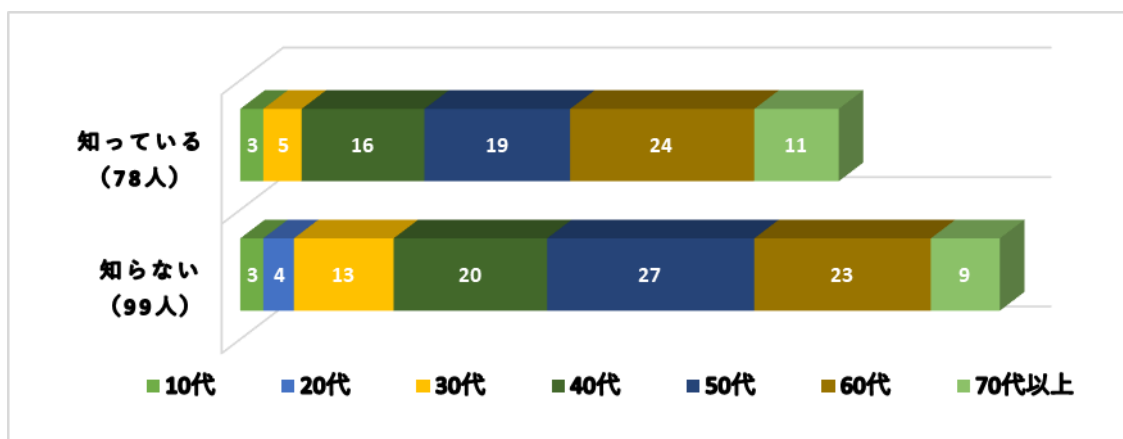
1 回答者(年代別・男女別) (回答数:177人)

40代から60代が多く30代と70代以上がほぼ同数で10代、20代は少なかった。



2 「まちづくり・ポイント制度」は知っていますか(回答数:177人)

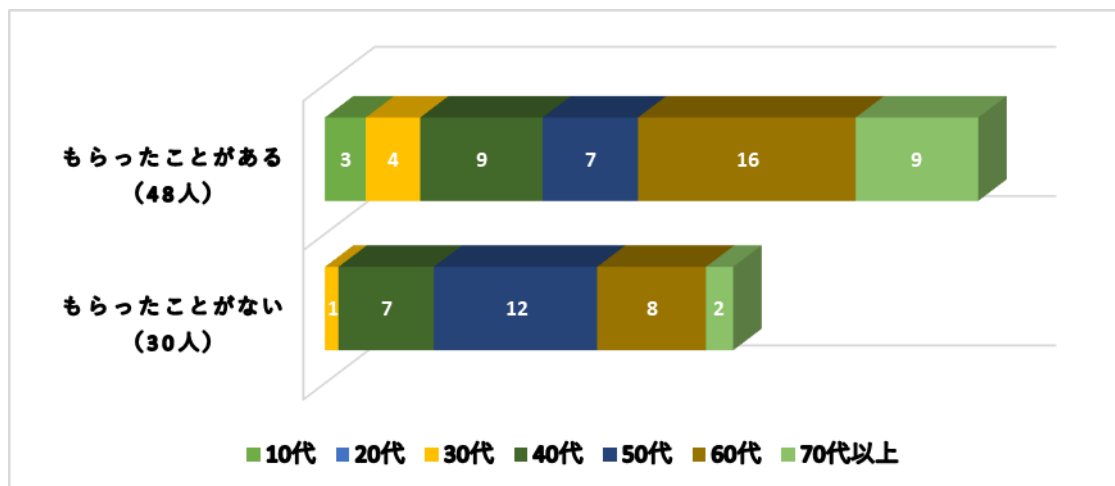
「知っている」が78人で44%であり、「知らない」が99人で56%であった。



### 3 市民活動に参加し、ポイントシールをもらったことはありますか

(回答数:78人)

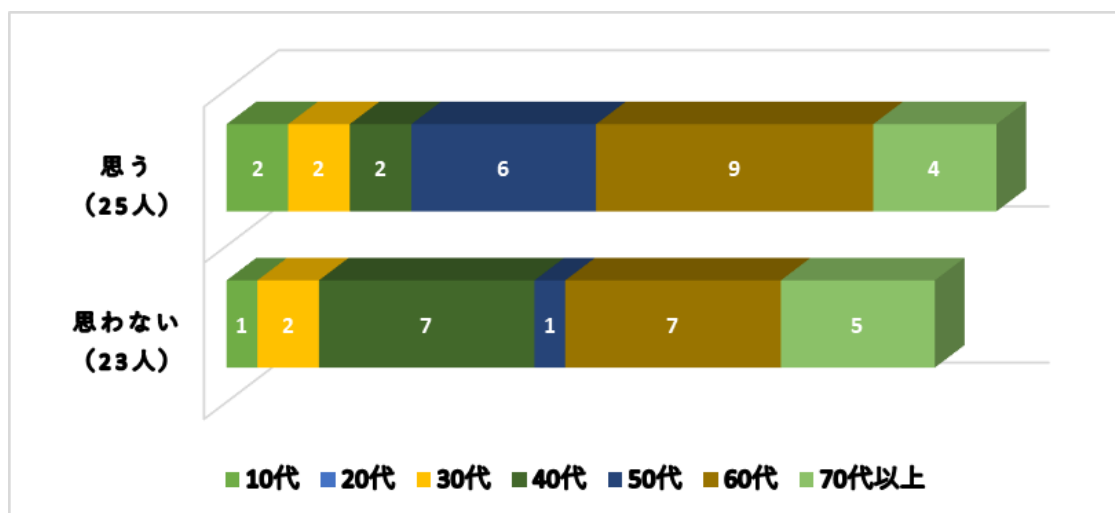
「もらったことがある」が48人で62%であり、「もらったことがない」が30人で38%であった。



### 4 ポイント制度は市民活動への参加意欲が高まると思いませんか

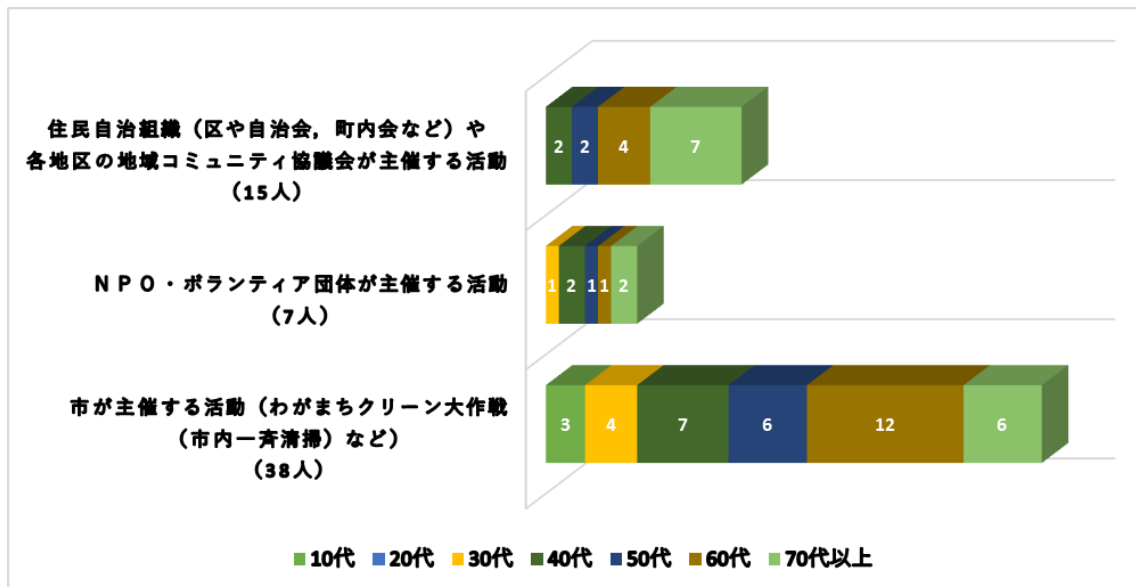
(回答数:48人)

「高まると思う」が25人で62%であり、「高まると思わない」が23人で38%であった。



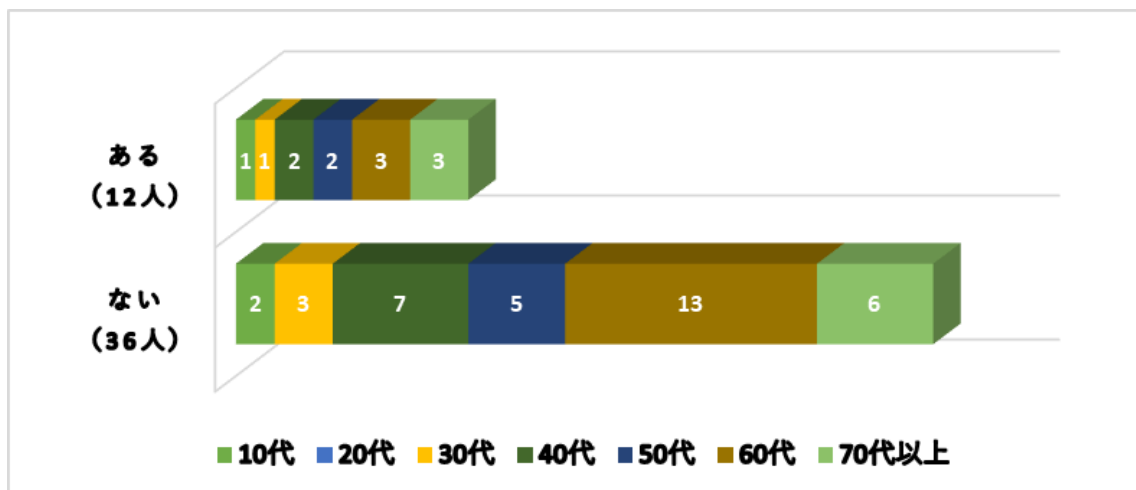
5 どのような市民活動に参加しましたか(複数回答) (延べ回答数:60人)

「市が主催する活動など」が38人で63%と最も多く、次いで「住民自治組織等の活動」が15人で25%、「NPO等の活動」が7人で12%であった。



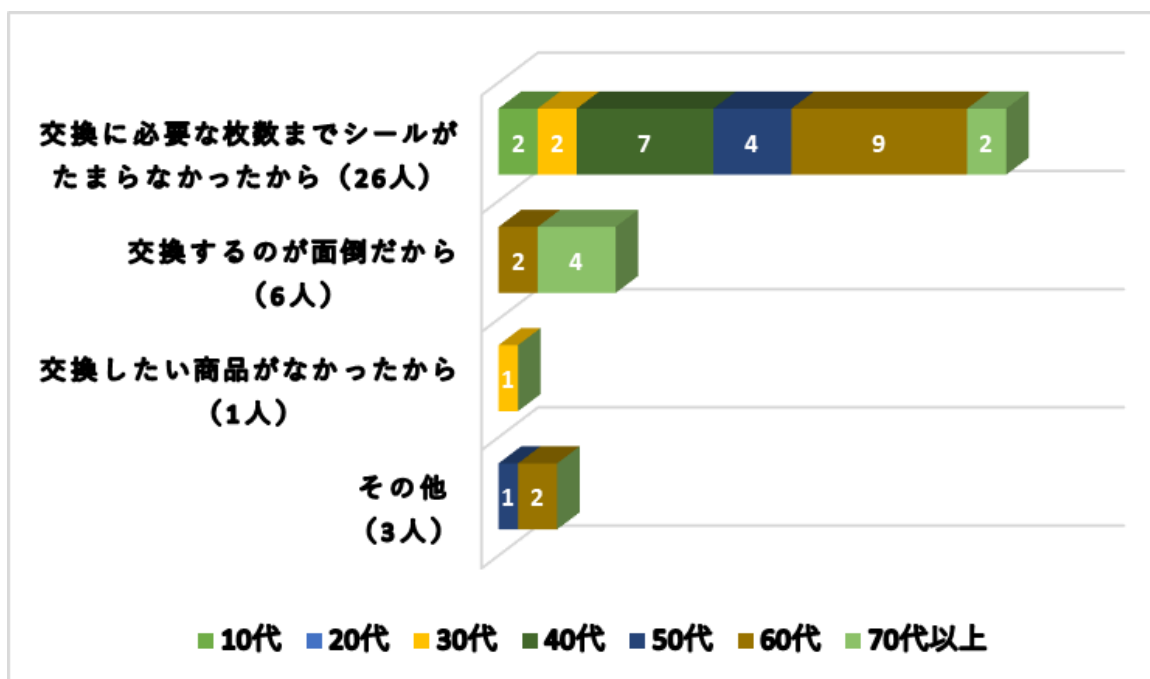
6 交換メニューの商品と交換したことがありますか (回答数:48人)

「ない」が36人で75%であり、「ある」が12人で25%であった。



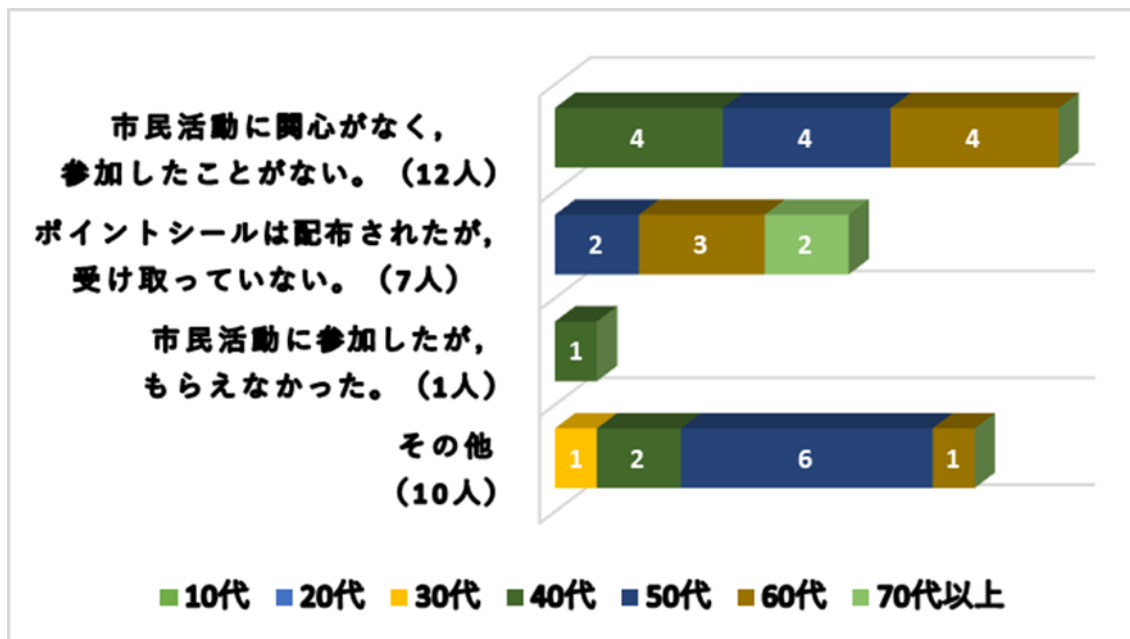
7 交換したことがない理由は(回答数:36人)

「たまらなかったから」が26人で72%であり、次いで「面倒だから」が6人で17%、「その他」が3人で8%、「交換したい商品がなかったから」が1人で3%であった。



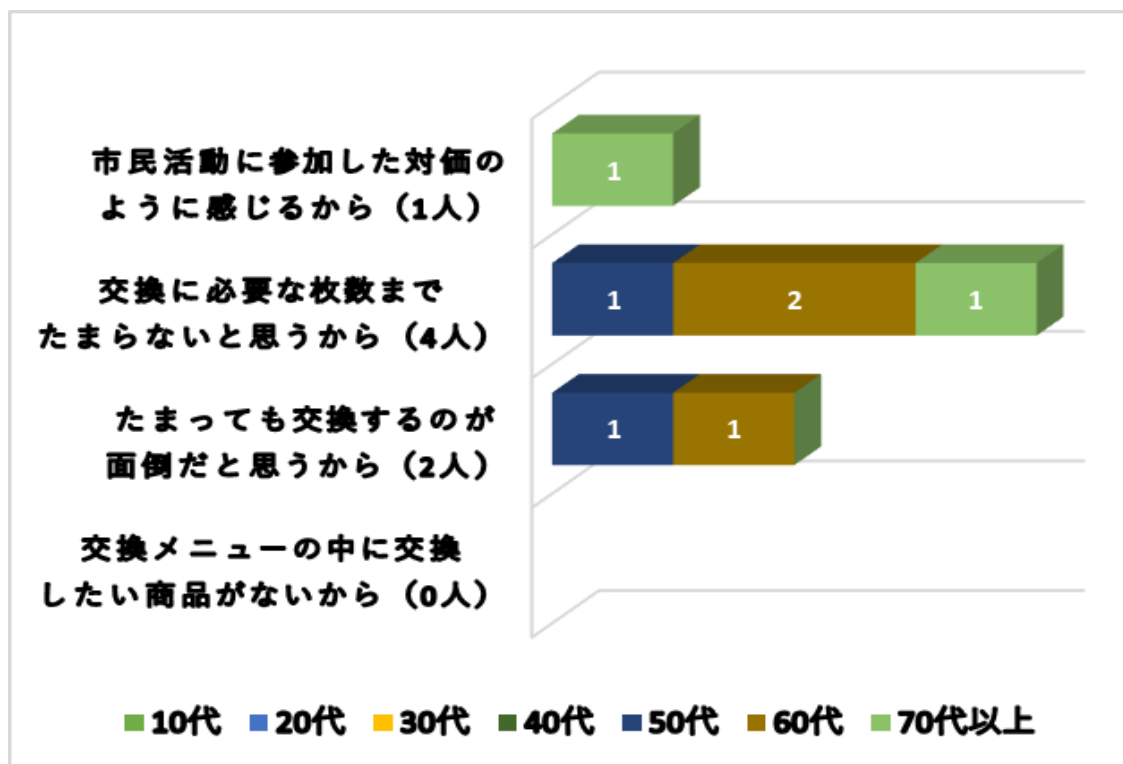
8 ポイントシールをもらったことがない理由は(回答数:30人)

「関心がない」が12人で40%であり、次いで「その他」が10人で34%、「配布されたが受け取っていない」が7人で23%、「もらえなかった」が1人で3%であった。



9 ポイントシールを受け取らなかった理由は(回答数:7人)

「交換に必要な枚数までたまらないと思うから」が4人で57%であり、次いで「たまっても交換するのが面倒だから」が2人で29%、「市民活動に参加した対価のように感じるから」が1人で14%であった。

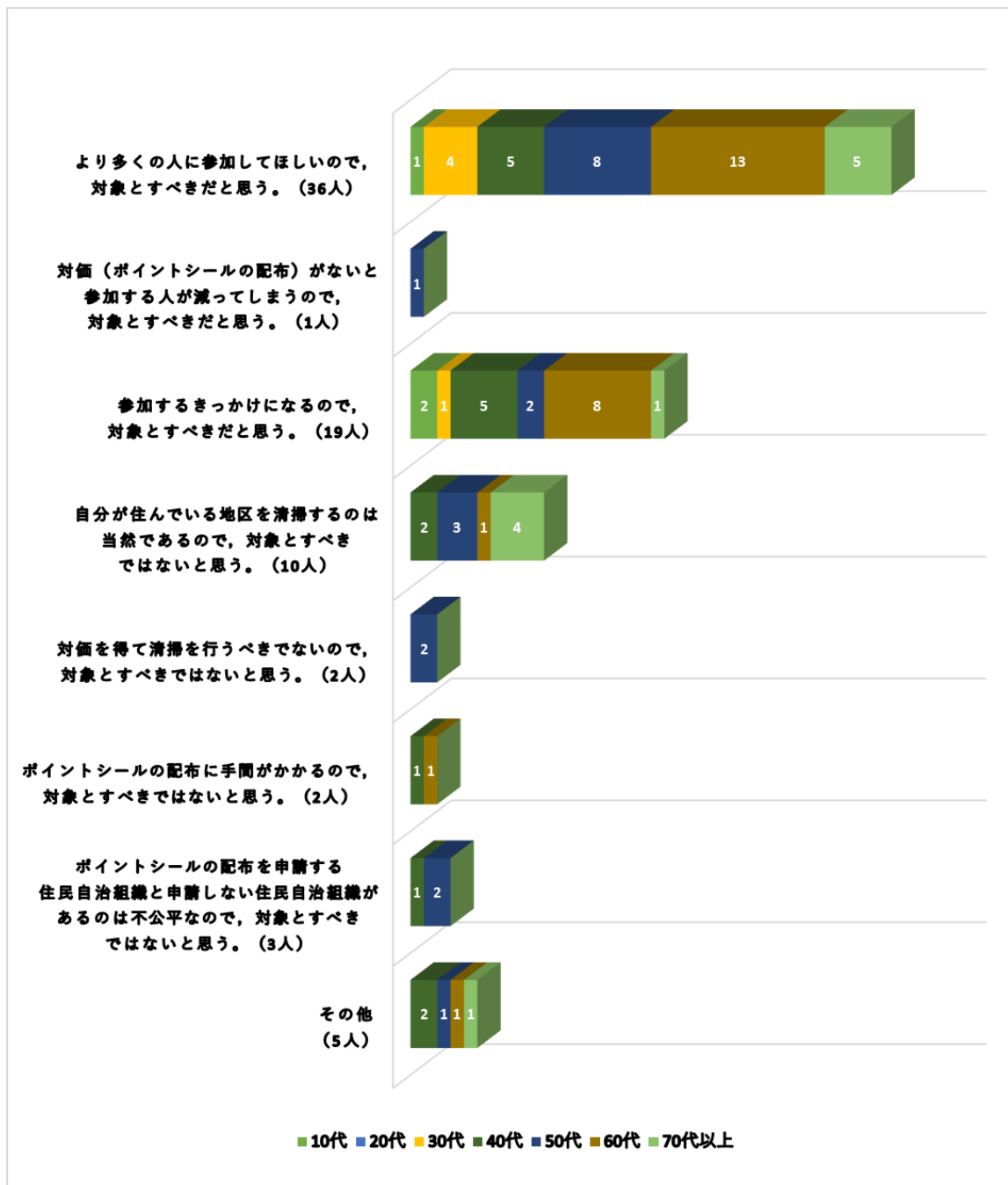




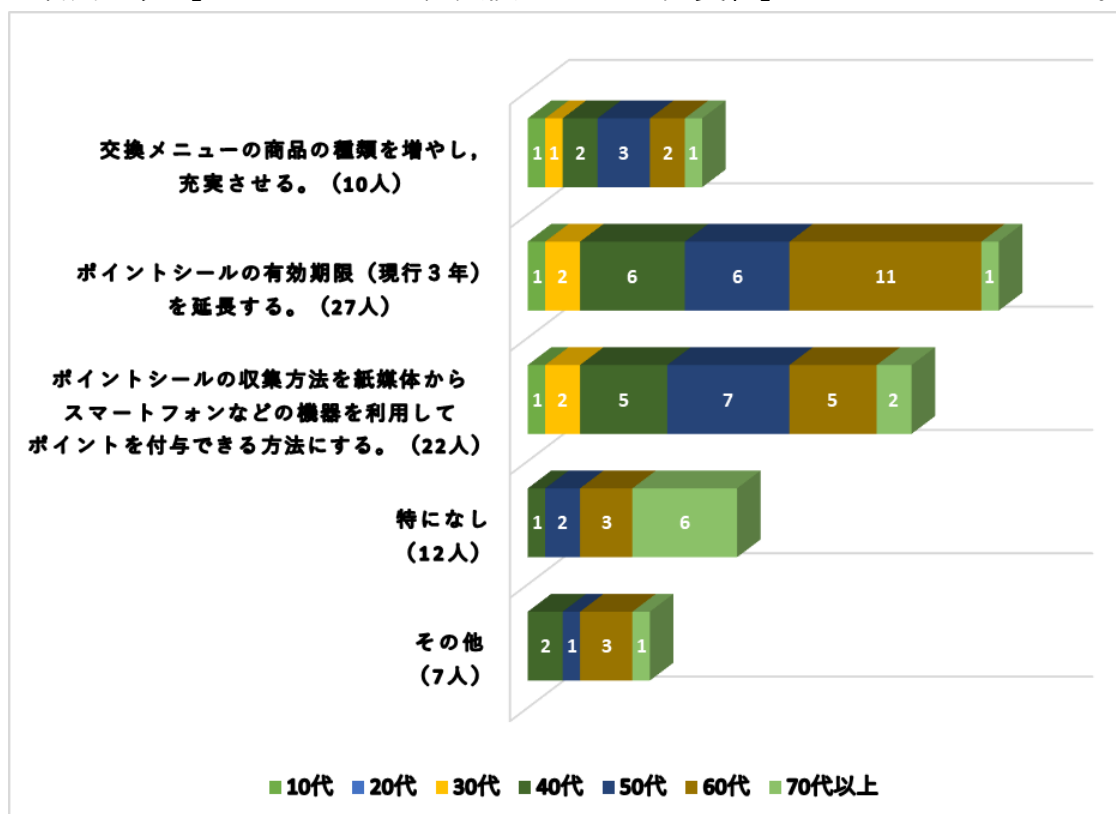
10 市内一斉清掃は、今後もポイントシール配布対象活動とすべきですか

(回答数:78人)

「対象とすべき」が56人で71%であり、「対象とすべきではない」が17人で23%、「その他」が5人で6%であった。内訳は表の上から3点が対象とすべき理由で上から4点目から7点目が対象とすべきではない理由となっている。

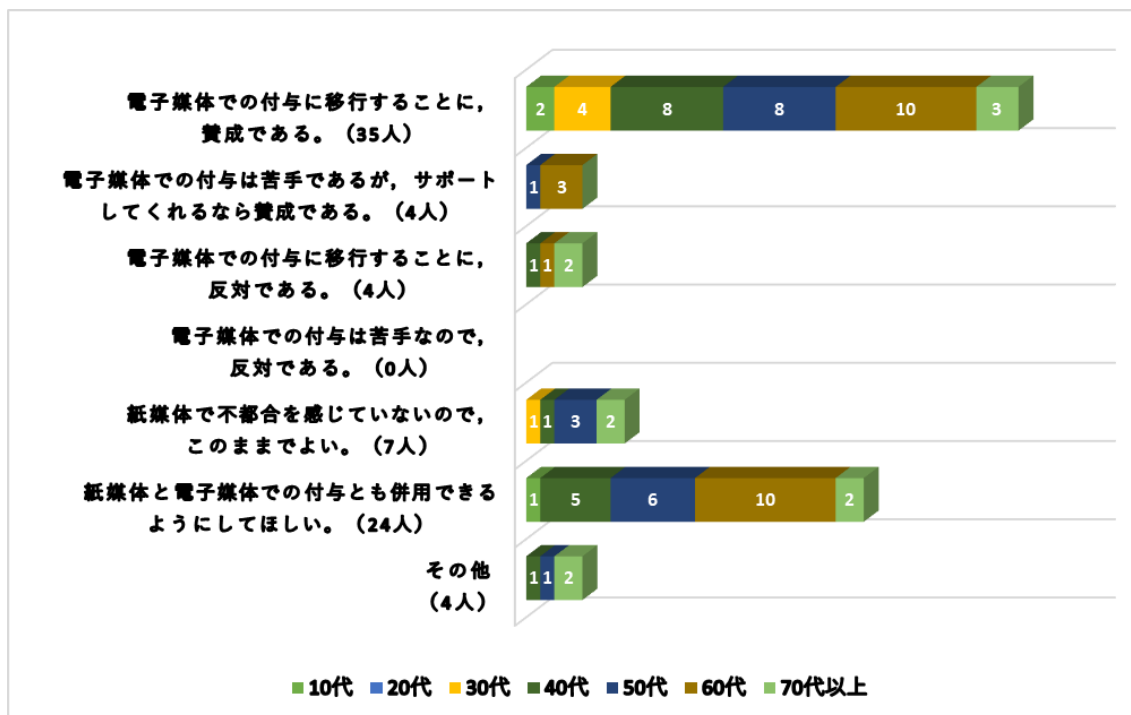


11 まちづくり・ポイント制度で改善した方がよいと思うことは(回答数:78人)  
「ポイントシールの有効期限延長」が27人で35%であり、次いで「紙媒体からスマホ利用にする」が22人で28%、「交換メニューの充実化」が10人で13%であった。



12 ポイントシールの配布方法について(回答数:78人)

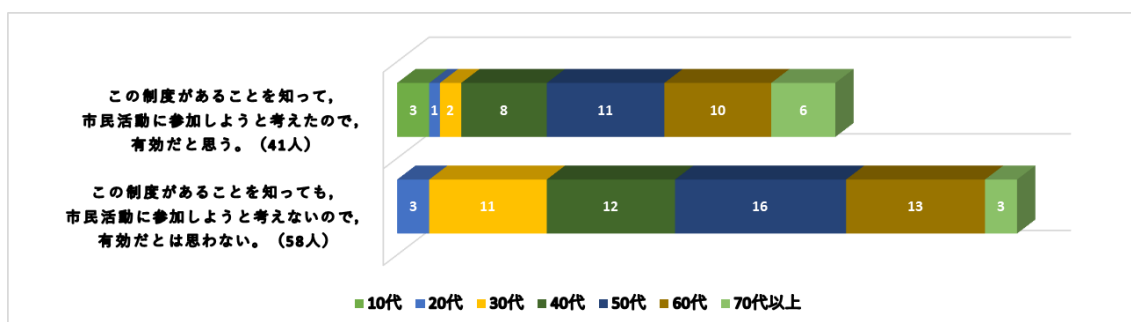
「電子媒体に賛成」が39人で50%であり、次いで「電子媒体に反対」が4人で5%、「紙媒体と電子媒体の併用」が24人で31%、「現状のまま(紙媒体)」が7人で9%、「その他」が4人で5%であった。



13 市民活動への参加に向けた制度として有効な制度だと思いますか

(回答数:99人)

「有効だと思わない」が58人で59%であり、「有効だと思う」が41人で41%であった。



## 14 市民の意見

### (1) 交換メニューについて

- ・1日駅長は子ども対象なので、大人やシニア対象があってもいい
- ・若者向けメニューがない
- ・中高生が欲しいものを増やしてほしい
- ・3枚から5枚程度で換えられる駄菓子やジュース
- ・まいりゅうグッズ(ポロシャツ、Tシャツ、ハンドタオル、フェイスタオル)
- ・子ども向けの3ポイントで鉛筆1本など少ない子供が交換しやすいメニュー
- ・遊覧飛行、文化会館の公演割引券、消防署 AED 講習等
- ・お祭りやイベントで使用できる福引券

### (2) ポイントについて

- ・交換ポイントが少ない
- ・ポイント還元率が低い
- ・自治会や地域防災への参加、エコ活動等もポイント化してほしい
- ・ポイント付与の事業が少なく、ポイントがたまらず有効期間が過ぎて交換できない
- ・少ない回数の参加でも何かに交換や割引があればいい
- ・市内一斉清掃の中止や町内イベントも少ないためポイントシールを集められない

### (3) 対象者、参加者について

- ・ファミリー、年寄り向けのような感じ
- ・仕事を持っていると、なかなか市民活動に参加する時間的、体力的余裕がない
- ・ポイントが得られる活動としては、退職された方向けと思われる
- ・シニア世代の活動に向いている

### (4) 市民活動や市主催の行事

- ・どのような活動かわからない
- ・ホームページを見てもわからない
- ・気軽に参加できる機会がほしい
- ・見守りボランティア制度を取り入れては
- ・関係する市民活動に積極的に参加したいと思う活動が見当たらない
- ・参加できるものが少ない

#### (5) まちづくりポイント制度

- ・市内に住んでいても制度を知らなかった
- ・対象となる市民活動の種類や実施日などのわかりやすいサイトがあればいい
- ・一斉清掃に参加してもポイントシールがもらえないことが多かった
- ・一斉清掃に参加しているがシールをもらったことがない
- ・自治会役員をしていたが、配布する認識はなかった
- ・何をするとポイントシールが貰えるのかわからないので、簡単できる活動(例:町内会の活動でリサイクル当番をした人に配る)で貰えるようになると普及しそう
- ・SNSを利用して制度の周知を図る
- ・SDGs のアピールと意識を高める
- ・制度自体を知らなかったので、1家庭に1冊配るなどして、制度を市民に広く知ってもらおう
- ・個人で参加できる活動の手続き等がわからない
- ・地域や日時、特定の集団など関わりの無い世代や職域の人にも参加しやすい項目や機会を作してほしい
- ・ポイントシールの申請、寄付団体としての申請など、自治会及び寄付団体の手続きに手間がかかる
- ・ポイントシールを配る側も受け取る側も使い勝手が悪く、住民に浸透している施策ではない
- ・制度そのものはいいと思うが、ポイント制度の認知度が低いのでいろいろな活動にポイントを積極的に活用することで、広く浸透させることが先決ではないかと思う
- ・制度を知らない住民も少なくないので、積極的なアピールが必要
- ・一般のポイント制度と違い、現場で参加確証を市役所がとることが難しいので、悪用する人の出現のリスクはあるが、その分、景品の価値を下げて(例:お茶・缶コーヒー1本など)リスク低減を図るとともに、スマホアプリを工夫して遠隔認証ができれば簡便になる
- ・活動してもシールの配布がない

#### (6) ポイント手帳について

- ・若年層に活動を広げていく場合には、web での対応も視野に
- ・スマホ対応がいい
- ・ポイント手帳をデジタル化して従来の手帳と併用で使えるように
- ・紙のポイントシールは保存や貼付が面倒な上、期限があつて利用できないまま破棄していたので、電子媒体利用と併用してもらいたい
- ・専用アプリの活用も効果的

## 15 意見のまとめ

### (1) 交換メニューについて

子どもや若者向け、シニア向けなど各世代を対象とした交換メニューや少ないポイントで交換が可能となる交換メニュー、本市のゆるキャラ「まいりゅう」グッズ、市内施設やイベントで使用可能となるメニューが望まれている。

### (2) ポイントについて

交換ポイントを集める機会が少ないことやポイント還元率が低いことがあげられており、集めたポイントを無駄にしない取り組みが求められている。

### (3) 対象者、参加者について

市民活動と市主催の行事への参加はシニア世代が中心となっており、働き盛りの世代向きではない。

### (4) 市民活動や市主催の行事

まちづくり・ポイント制度の対象となる市民活動等の内容が不明瞭である、また、参加できる機会作りが望まれている。

### (5) まちづくり・ポイント制度

制度の認知度の低さや、参加してもポイントシールがもらえないなど、制度の広い周知やポイントシール配布についてなどで制度運用に課題が見えた。

### (6) ポイント手帳について

デジタル媒体単体や紙媒体併用などデジタル媒体が望まれている。

※総務省令和5年版情報通信白書によると、2022年のインターネット利用率(個人)は84.9%となっており、端末別のインターネット利用率(個人)は、「スマートフォン」(71.2%)が「パソコン」(48.5%)を22.6ポイント上回っている。

個人の年齢階層別にインターネット利用率をみると、13歳から59歳までの各階層で9割を超えている一方、60歳以降年齢階層が上がるにつれて利用率が低下する傾向にある。60～69歳は86.8%、70～79歳は65.5%、80歳以上は33.2%となっている。

## 令和6年度市民協働推進委員会年間スケジュール（予定）

7月3日（水）

午後1時30分～

市役所5階 第1委員会室

## 第1回市民協働推進委員会

- ・委嘱状の交付
- ・委員長及び副委員長の選任について
- ・市民協働推進委員会の役割について
- ・まちづくりポイント制度について
- ・今後のスケジュールについて

10月頃

## 第2回市民協働推進委員会

- ・まちづくりポイント制度の見直しについて  
⇒まちづくりポイント制度の課題や調査内容を提示し、制度の改正に向け、委員会での意見等を聴取します。
- ・市民活動サポート補助金の定期点検について  
⇒令和5年度市民活動サポート補助金の活用状況報告を行い、定期点検を行います。

1月、2月頃

## 第3回市民協働推進委員会

- ・まちづくりポイント制度の見直しについて  
⇒まちづくりポイント制度の改正案を提示し、新制度の内容決定に向け、委員会での意見等を聴取します。
- ・市民活動サポート補助金について  
⇒令和6年度市民活動サポート補助金の活用状況報告を行い、定期点検を行います。

※ このスケジュール案は、第2回委員会以降に関しては現時点での予定であり、開催回数・開催月・内容が変更となる場合がございます。

# 市民活動サポート補助金の概要

市民活動サポート補助金とは、令和5年度から運用を開始した補助金制度で、社会に貢献しようと自主的に活動する市民団体の公益性の高い事業等に対して、経費の一部を補助する制度です。

## 【スタートダッシュ支援(設立補助)】

内容：新規設立団体の備品等整備をはじめとする支援

### ▼活用の一例

経済的理由などで塾に行けない子どもたちに対する「無料塾」を仲間たちと開設し、継続して学習支援を行うため、教材・施設備品などを整えたい。

## 【ジャンプアップ支援(事業補助)】

内容：団体活動の拡大・発展等を目的に団体自らが企画・実施する、公益性の高い事業への支援

### ▼活用の一例

ウォーキングを通じて健康づくりに取り組む団体が、事業の発展として、ゴミ拾い等の環境美化活動も併せて行うイベントを市民に広く呼びかけ実施したい。また、イベントを通して会員数の増加につなげたい。

## 制度の主な内容(令和6年度)

補助区分	スタートダッシュ支援(設立補助)	ジャンプアップ支援(事業補助)
対象団体	新規・設立後2年未満で、 会員3人以上の市民活動団体	設立後2年以上で、 会員5人以上の市民活動団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当する事業</li> <li>・ 地域課題・社会的課題等の解決につながる事業で、市内で実施し、主に市民を対象とするもの</li> </ul> ※営利目的の事業、特定の個人・団体の利益のための事業は対象外 ※補助事業の期間は、補助金交付決定から令和7年3月31日まで	
補助金額	上限10万円	上限30万円
補助率	9/10	1回目=9/10 2回目=8/10
補助回数	1回限り	同一事業として2回
募集数	3団体	6団体
募集期間 など	令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金) 先着順、予算の範囲に達し次第受付終了。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1次募集 令和6年1月10日(水)～2月13日(火)</li> <li>●2次募集 令和6年6月3日(月)～12月27日(金)</li> </ul> ※1次募集で応募多数の場合は抽選。募集枠に満たない場合に限り、2次募集として予算の範囲に達するまで先着順に受け付け。 ※過年度に交付決定を受けた同一団体による同一事業は継続性を支援する観点から、抽選前に優先的に決定。
審査方法	書類審査	書類審査・個別ヒアリングなど
事業報告会	なし	あり(任意参加)

## 令和5年度の交付団体/対象事業

### 【スタートダッシュ支援(2団体)】

- ・ まちなか再生を考える会/歴史的建造物の調査、活用、発信による まちなか再生
- ・ on the MUSIC /「on the MUSIC」の活動スタートに向けた準備

### 【ジャンプアップ支援(4団体)】

- ・ 龍ヶ崎機関車推進協議会/龍ヶ崎竹灯籠アート「籠KOMORU」2023
- ・ ど根性ひまわりの会/ど根性ひまわりを育てて、東日本大震災の被災地を応援しよう
- ・ NPO法人龍ヶ崎の価値ある建造物を保存する市民の会/竹内農場西洋館竣工100周年記念式典&交流会
- ・ たつのこプレーパーク遊んじゃ王/プレーパーク(冒険遊び場)事業



# 令和6年度 龍ヶ崎市市民活動サポート補助金 申請の手引き（募集要項）



令和5年12月

龍ヶ崎市 市民経済部 地域づくり推進課

# < 目 次 >

市民活動サポート補助金の概要	
1 市民活動サポート補助金とは	．．．．． P 2
2 補助対象団体	．．．．． P 3
3 補助対象となる事業	．．．．． P 5
4 補助事業の期間	．．．．． P 6
5 補助金額・補助率・補助回数	．．．．． P 7
6 補助金の対象経費、対象外経費	．．．．． P 8
7 申請書の受付	．．．．． P10
8 補助金の交付決定	．．．．． P12
9 事業内容の変更、中止、廃止	．．．．． P12
10 実績報告	．．．．． P12
11 補助金の額の確定、支払い	．．．．． P13
12 補助金の返還	．．．．． P13
13 その他	．．．．． P13
各支援コースの比較表	．．．．． P14
手続きの流れ	．．．．． P15
様式記入例	
・ 申請編【スタートダッシュ支援（設立補助）Ver】	．．．．． P17
・ 申請編【ジャンプアップ支援（事業補助）Ver】	．．．．． P23
・ 実績報告編【スタートダッシュ支援（設立補助）Ver】	．．．．． P29
・ 実績報告編【ジャンプアップ支援（事業補助）Ver】	．．．．． P34
Q&A	．．．．． P39
市民活動サポート補助金提出書類チェック表【申請時用】	．．．．． P40
市民活動サポート補助金提出書類チェック表【実績報告時用】	．．．．． P41

# 市民活動サポート補助金の概要

## 1 市民活動サポート補助金とは

社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を行う団体に対し、その経費の一部を補助することによって、市民活動の活性化を支援する制度です。

この補助金は、団体の初期を支援する「スタートダッシュ支援（設立補助）」と、団体の拡充期に行う事業を支援する「ジャンプアップ支援（事業補助）」の2種類で構成されています。

### ◆ スタートダッシュ支援（設立補助）

市民活動初期の支援として、市民が新たに仲間を募って設立した新規団体によるスタート活動の経費を支援するもので、市民活動に参加する市民のすそ野を広げ、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的としています。

### ◆ ジャンプアップ支援（事業補助）

市民活動拡充期の支援として、団体のジャンプアップ活動の経費を支援するもので、団体の活動の拡大や発展、地域活性化につなげることを目的としています。より良い市民生活の実現のため、団体自らが企画立案し実施する、公益性の高い事業に対しての補助であり、段階的補助によって自主性のある市民活動と団体の自立を促します。

#### 【スタートダッシュ支援の活用イメージ（一例）】

- ・ 経済的理由等により塾に行けない子どもたちに対する「無料塾」を仲間たちと開設し、今後継続して学習支援を行いたい、それに当たっての教材・施設備品等を整えたいと考えている。
- ・ 社会貢献活動の一環として、駅前周辺の地域清掃を仲間たちと始めたが、活動のPRを図るため、団体のロゴ入りスタッフジャンパーや帽子などを揃えたいと考えている。

#### 【ジャンプアップ支援の活用イメージ（一例）】

- ・ ウォーキングを通じて健康づくりに取り組む団体であるが、その延長線上の事業として、牛久沼や小貝川周辺をウォーキングしながら、落ちているごみを拾う清掃活動を広く市民に呼びかけ、清掃用具を用意して実施し、健康づくりと環境美化、さらには世代間交流を図りたいと考えている。
- ・ 映像制作を行うサークルであるが、今後、まちの魅力（龍ヶ崎のおすすめスポットやグルメ、人・モノなど）を発信するショートムービーを制作し、それを様々な場面で上映することにより、龍ヶ崎に人を呼び込み、まちなかの賑わいの創出や活性化を図るとともに、映像文化を推進したいと考えている。
- ・ 歴史的建造物のガイド活動を行う団体であるが、多くの市民に地域固有の歴史・文化を学んでもらう機会として、パネル展示や専門家による講演会などを開催し、観光活性化を図りたい。併せて、参加者への普及啓発によって団体の会員数増加につなげたいと考えている。

## 2 補助対象団体

市民活動を行うことを主たる目的とした、次のすべての要件に該当する団体とします。

### ◆ スタートダッシュ支援

- (1) 活動内容が特定非営利活動促進法別表に掲げる20分野のいずれかの活動に該当するものであること。
- (2) 新規又は設立後、2年未満の団体であること。
- (3) 3人以上で構成され、その過半数以上が市民（市内在住、在勤又は在学）であること。
- (4) 市内に事務所等の活動拠点があり、かつ主として市内で市民活動を行っていること、又は行う見込みがあること。
- (5) 定款、会則、規約等を定めていること。
- (6) 年間の活動計画を制定していること。
- (7) 適切な会計処理が行われていること。
- (8) 市民活動センターに団体登録されていること、又は団体登録する見込みがあること。
- (9) 団体に加入を希望する者は、特別な理由がない限り、任意にその構成員になることができる団体であること。
- (10) 同一団体の設立等に対し、国、県その他の機関が交付する補助金等、又は市が交付する他の補助金等を受けた団体でないこと。
- (11) 過去に龍ヶ崎市市民活動ステップアップ補助金交付要綱（平成25年11月29日告示第142号）の規定による補助金の交付を受けた団体でないこと。
- (12) 申請時において、当該申請を行う市民活動団体又はその代表者が市税等を滞納している団体でないこと。
- (13) 営利を目的とした団体でないこと。
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (15) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (16) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (17) 公序良俗に反する団体でないこと。

### ◆ ジャンプアップ支援

- (1) 活動内容が特定非営利活動促進法別表に掲げる20分野のいずれかの活動に該当するものであること。
- (2) 設立後2年以上の団体であること。
- (3) 5人以上で構成され、その過半数以上が市民（市内在住、在勤又は在学）であること。
- (4) 市内に事務所等の活動拠点があり、かつ主として市内で市民活動を行っていること。
- (5) 定款、会則、規約等を定めていること。

- (6) 年間の活動計画を制定していること。
- (7) 適切な会計処理が行われていること。
- (8) 市民活動センターに団体登録されていること。
- (9) 団体に加入を希望する者は、特別な理由がない限り、任意にその構成員になることができる団体であること。
- (10) 申請時において、当該申請を行う市民活動団体又はその代表者が市税等を滞納している団体でないこと。
- (11) 営利を目的とした団体でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (13) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (14) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (15) 公序良俗に反する団体でないこと。



### 3 補助対象となる事業

次の要件をすべて満たすものが対象です。

- ◆ スタートダッシュ支援
- ◆ ジャンプアップ支援

(1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる、次の20分野のいずれかの活動に該当する事業であること。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救護活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として茨城県の条例で定める活動

(2) 地域課題、社会的課題等の解決につながる事業であること。

(3) 龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。

(4) 団体の活動の目的を達成するため適当であると市長が認めた事業であること。

(5) 補助金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。

#### <対象外とするもの>

- (1) 営利を主たる目的とする事業。ただし、事業から得られた利益を分配せず、市民活動を継続するための費用に充てる場合は、この限りでない。
- (2) 特定の個人及び団体の利益のために実施する事業
- (3) 団体の構成員のみを対象とする事業

- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする事業
- (6) 特定の公職の候補者、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (7) 法律、条例等に違反する事業
- (8) 公序良俗に反する事業
- (9) 国、県その他の機関が交付する補助金等、又は市が交付する他の補助金等を受けている、若しくは受ける予定の事業
- (10) 補助金の交付決定時において既に着手している事業
- (11) 同一団体が同一内容のものについて過去に龍ヶ崎市協働事業提案制度実施要綱（平成 23 年 2 月 14 日告示第 8 号）の規定による事業採択及び事業費の交付を受けた事業（※ただし、これによる採択回数が通算 2 回以内で、かつ当該事業を初めて実施した年度から 5 年度以内の期間にあるものは、新制度移行後の経過措置として、1 回に限り申請できるものとする。なお、この場合の補助率は新制度による 1 回目の 9 / 10 を適用する。）
- (12) その他、市長が不相当と認める事業

## 4 補助事業の期間

補助事業等決定後から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 5 補助金額・補助率・補助回数

補助金額・補助率・補助回数は、次のとおりです。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

補助金は、単年度ごとのものに対する交付となります。

ジャンプアップ支援の同一事業に対する交付回数は、通算2回までとなり、次年度以降も同一事業を実施する場合は、単年度ごとにその都度申請が必要となります。中長期的な時間の枠で、同一団体が内容の異なる事業を申請することも可能ですが、この場合は同一事業を2回続けて実施した後での申請となります。

同一年度内における交付の回数は、補助区分にかかわらず、1団体1回を限度とします。

### ◆ スタートダッシュ支援

- (1) 補助金額 : 10万円 (上限額)
- (2) 補助率 : 9/10
- (3) 補助回数 : 1回限り

### ◆ ジャンプアップ支援

- (1) 補助金額 : 30万円 (上限額)
- (2) 補助率 : 1回目 9/10     2回目 8/10
- (3) 補助回数 : 2回

補助区分	スタートダッシュ支援	ジャンプアップ支援	
補助金額 (上限額)	100,000円	300,000円	
補助率	9/10	1回目	9/10
		2回目	8/10



## 6 補助金の対象経費、対象外経費

事業等の実施に直接要する経費とします。補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費の具体例は、下表のとおりです。

経費区分	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
人件費	—	・ 団体構成員の人件費
報償費	・ 講師、専門家、出演者等に対する謝礼金	・ 記念品、手土産代等 ・ 団体の構成員に対する謝礼金
旅費	・ 講師、専門家、出演者等の会場までの交通費	・ 視察費及び宿泊費（※1） ・ 参加者及び団体の構成員の交通費
食糧費	・ 外部講師等の食事代（※2） ・ 団体の構成員の会議等の茶菓子代（※3）	・ 団体の構成員の食事代
需用費	・ 消耗品費及び印刷製本費（文具・書籍・機材・資材等の購入費、ポスター・チラシ等の印刷費、看板代等）	・ 補助対象事業以外において使用する消耗品費及び印刷製本費
役務費	・ 通訳又は翻訳に係る経費 ・ 切手、宅配便等の通信運搬費 ・ チラシ等の新聞折込等に係る経費 ・ イベント開催時の損害保険料等	・ 補助対象事業以外においてかかる火災保険料、地震保険料、車両保険料等
委託料	・ 団体構成員では行うことができない業務（専門的知識、技術等を要する業務）を外部に委託する費用	・ 外部に委託する業務を当該受託者が当該業務を再委託する場合における委託料（※4） ・ 事務所等の管理委託費
使用料及び賃借料	・ 補助対象事業を行う会場等の使用料及び機具、機材等の借上料	・ 補助対象事業以外においてかかる使用料及び借上料 ・ 団体が使用する施設の使用料
公有財産購入費	—	・ 財産の取得等に係る経費
備品購入費	・ 補助対象事業において使用する備品の購入費（※5）	・ 車両の購入費 ・ 補助対象事業以外において使用する備品の購入費
その他経費	・ その他市長が必要と認める経費	—

※1 視察費及び宿泊費

講演会等の講師等であっても、視察費と宿泊費は補助対象外です。

※2 外部講師等の食事代

1日にわたる講演会を開催する場合、講師の昼食代は補助対象となりますが、夕食代は補助対象外です。1食あたり800円（税別）以内としてください。

※3 団体の構成員の会議等の茶菓子代

会議等の茶菓子代の1人（1回）当たり200円（税別）以内としてください。

※4 外部に委託する業務を当該受託者が当該業務を再委託する場合における委託料  
事業全体の委託料、いわゆる「丸投げ」は認められません。

※5 補助対象事業において使用する備品の購入費

スタートダッシュ支援は単価3万円（税別）以内のものとし（数量制限なし）、ジャンプアップ支援は総額で10万円（税別）以内とします。



## 7 申請書の受付

提出された申請書類をもとに、個別ヒアリング等による調査や団体の適格性、申請内容の審査を行います。なお、申請方法等は、次のとおりです。

### ◆ スタートダッシュ支援

#### (1) 申請期間（募集期間）

#### ★ 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで（随時）

※ 申請は先着順で受け付け、予算の範囲に達し次第、受付を終了します。提出書類がすべて整った段階で正式に受け付けます。なお、募集を停止する場合は、市ホームページ等で告知します。

※ 団体の適格性や対象経費など、申請内容について審査を行うため、お時間をいただく場合があります。また、書類不足等により、再提出をお願いすることもあるため、申請は期間に余裕をもって行ってください。

#### (2) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金交付申請書
- ② 事業等実施計画書
- ③ 事業等収支予算書
- ④ 交付申請団体調書
- ⑤ 誓約書兼同意書
- ⑥ 定款、会則、規約等の写し
- ⑦ 会員名簿の写し（各会員の氏名・住所等記載のあるもの）
- ⑧ その他（事業報告や決算報告等の団体の活動実績の分かるものなど）

#### (3) 提出先

龍ヶ崎市市民経済部地域づくり推進課市民活動推進グループ  
(龍ヶ崎市役所4階)

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

※ 直接お持ちください。

### ◆ ジャンプアップ支援

#### (1) 申請期間（募集期間）

#### ★ 令和6年1月10日から令和6年2月13日まで（第1次）

※ 申請は提出書類がすべて整った段階で正式に受け付けます。申請を受け付け、申請内容の審査を経た後、その団体数が多数となり、予算の範囲を超えた場合は、抽選により交付対象団体を決定します。

※ 過年度に申請し交付決定を受けた同一団体による同一事業は、継続性を支援する観点から、抽選前に優先的に決定するものとさせていただきます。

※ 申請件数が募集枠に満たない場合は、第2次の募集期間で予算の範囲に達するまで申請を受け付けます。

※ 令和6年度予算が確定するまで仮受付とします。

※ 団体の適格性や対象経費など、申請内容について審査を行うため、お時間をいただく場合があります。また、書類不足等により、再提出をお願いすることもあるため、申請は期間に余裕をもって行ってください。

★ 令和6年6月3日から令和6年12月27日まで（第2次）

※ 第1次の募集期間で申請件数が募集枠に満たない場合に限り、予算の範囲に達するまで先着順で申請を受け付けます。提出書類がすべて整った段階で正式に受け付けます。なお、募集を停止する場合は、市ホームページ等で告知します。

※ 団体の適格性や対象経費など、申請内容について審査を行うため、お時間をいただく場合があります。また、書類不足等により、再提出をお願いすることもあるため、申請は期間に余裕をもって行ってください。

(2) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金交付申請書
- ② 事業等実施計画書
- ③ 事業等収支予算書
- ④ 交付申請団体調書
- ⑤ 誓約書兼同意書
- ⑥ 定款、会則、規約等の写し
- ⑦ 会員名簿の写し（各会員の氏名・住所等記載のあるもの）
- ⑧ その他（事業報告や決算報告等の団体の活動実績の分かるものなど）

(3) 提出先

龍ヶ崎市市民経済部地域づくり推進課市民活動推進グループ  
(龍ヶ崎市役所4階)

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

※ 直接お持ちください。

## 8 補助金の交付決定

補助金の交付対象団体に対しては、補助対象事業及び補助金額等を決定した上、「市民活動サポート補助金交付決定通知書」により申請者に通知します。

なお、この交付決定通知書の日付（交付決定日）以降より補助事業を開始することが可能となります。

## 9 事業内容の変更、中止、廃止

補助金交付の決定を受けた後、事業内容を変更（軽微なものは除く）又は中止・廃止するときは、速やかに「市民活動サポート補助金事業等変更（中止・廃止）承認申請書」を提出してください。

## 10 実績報告

事業完了後、30日以内に次の書類を提出してください。

### ◆ スタートダッシュ支援

#### (1) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金事業等実績報告書
- ② 事業等成果書
- ③ 事業等収支決算書
- ④ 補助対象事業等の経費に係る領収書等の写し
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの（事業等を実施した状況写真など、事業内容等が分かる書類）

### ◆ ジャンプアップ支援

#### (1) 提出書類

- ① 市民活動サポート補助金事業等実績報告書
- ② 事業等成果書
- ③ 事業等収支決算書
- ④ 補助対象事業等の経費に係る領収書等の写し
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの（イベントのチラシや事業当日の配布資料、状況写真など、事業日及び事業内容等が分かる書類）

※ 事業完了後には、市民活動の周知・PR等を図ることを目的として、市民活動センターが開催する報告会に参加していただくことができます。報告会への参加は任意となりますが、団体の会員数増加や活動の拡大・発展等につなげる機会として、参加してみませんか。詳細については、お問い合わせください。

## 11 補助金の額の確定、支払い

実績報告書の検収を経て、市が額の確定を行い、「市民活動サポート補助金交付額確定通知書」により申請者へ通知します。確定通知を受けた団体は、「市民活動サポート補助金交付請求書」を提出してください。請求書を受理した後、補助金を交付します。

なお、補助金の交付は、原則的に補助事業等の完了後とします。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業等の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができますので、ご相談ください。

## 12 補助金の返還

既に交付した補助金に未使用等の残額が生じたとき、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときなどは、補助金の一部又は全部を返還していただきます。

## 13 その他

企画段階（申請前）の事前相談や申請書類の作成サポートは、地域づくり推進課のほか、市民活動センターでも受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

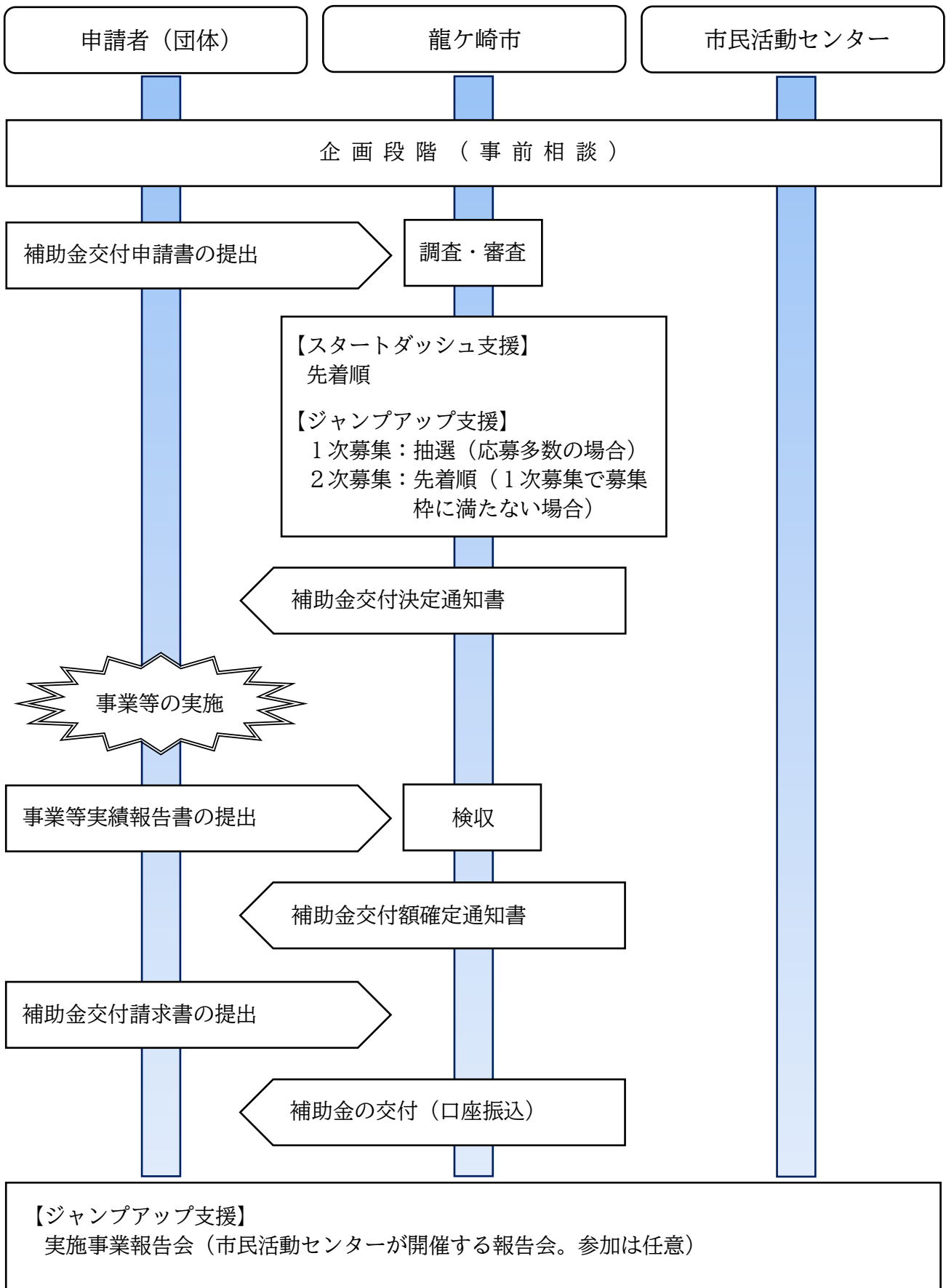
※ 最上位計画の見直し時期等に併せて、この補助金制度（市民活動サポート補助金）も適宜見直しを検討するものとしています。状況等によって、制度の内容等が変更になる場合もありますので、ご承知おきください。

## 各支援コースの比較表

補助区分	スタートダッシュ支援（設立補助）	ジャンプアップ支援（事業補助）
目的	市民活動初期の支援として、新規設立団体のスタート活動の経費を支援する。	市民活動拡充期の支援として、団体のジャンプアップ活動の経費を支援する。
対象団体	新規又は設立後2年未満の市民活動団体。会員3人以上	設立後2年以上の市民活動団体。会員5人以上
対象事業	特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当する事業。地域課題、社会的課題等の解決につながる事業で、龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするもの。	
補助金額（上限額）	100,000円	300,000円
補助率	9/10	1回目 9/10 2回目 8/10
補助回数	1回限り	2回（同一事業として）
予算枠（団体数）	3団体	6団体
申請期間（募集期間）	令和6年4月1日～ 令和7年1月31日（随時）	第1次募集：令和6年1月10日～ 令和6年2月13日 第2次募集：令和6年6月3日～ 令和6年12月27日
申請の受付方法（決定方法）	先着順。予算の範囲に達し次第、受付終了。	第1次募集で応募団体が多数の場合、抽選。募集枠に満たない場合に限り、第2次募集として予算の範囲に達するまで先着順に受付。
実施事業報告会	—	市民活動センターが開催する報告会への参加（任意）

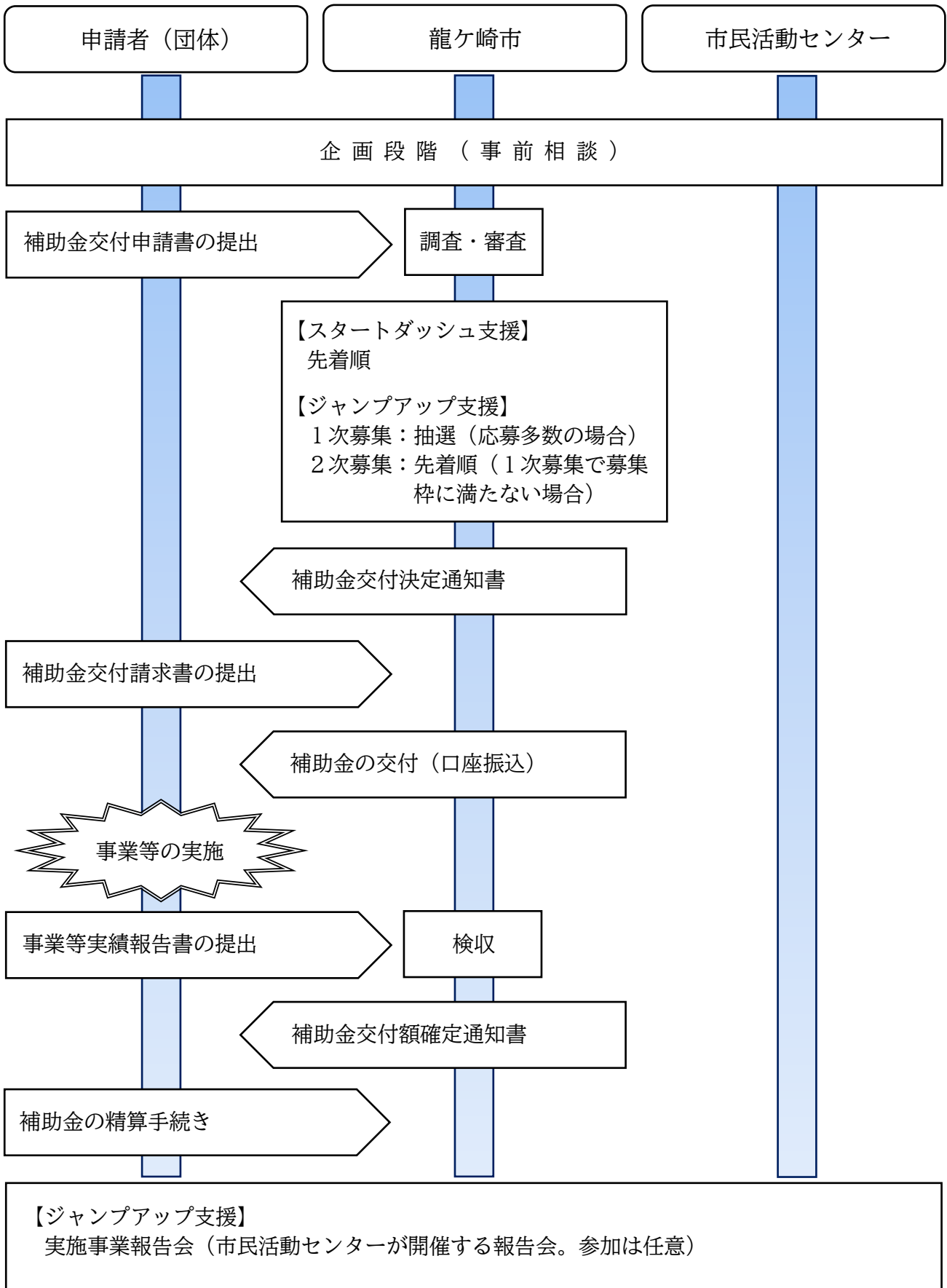
# 手続きの流れ

◆ 補助事業等完了後に補助金を交付する方式（原則の方式）





◆ 補助事業等着手前又は完了前に補助金を交付する方式



## 様式記入例

### 《申請編》

【スタートダッシュ支援（設立補助）Ver】

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇  
団体等名称 無料塾「〇〇塾」  
代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ  
連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第9条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- スタートダッシュ支援  
 ジャンプアップ支援（1・2回目）

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備
交付申請額	70,000円

※ 交付申請額は、スタートダッシュ支援にあつては、補助対象経費の10分の9又は10万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を記載し、ジャンプアップ支援にあつては、交付の回数が1回目の場合は補助対象経費の10分の9又は30万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を、交付の回数が2回目の場合は補助対象経費の10分の8又は30万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を記載すること。

【添付書類】

- 1 事業等実施計画書（様式第2号）
- 2 事業等収支予算書（様式第3号）
- 3 交付申請団体調書（様式第4号）
- 4 誓約書兼同意書（様式第5号）
- 5 団体の定款、会則、規約その他これらに準ずるもの及び会員名簿

事業等実施計画書

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備
事業等の実施場所	〇〇コミュニティセンター
活動の分野 (該当する分野に✓を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 保健, 医療又は福祉の増進 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害救護 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 <input type="checkbox"/> 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 団体活動に対する助言・援助 <input type="checkbox"/> その他県条例で定める活動
事業等の目的	経済的な理由等により、塾に通えない子どもたちに対する無料塾を開設し、そこでの学習支援を行うための準備を目的とする。
事業等の内容	無料塾を開設するに当たっての教材及び施設備品等を整える。
事業等により期待される効果	無料塾の開設及び継続した学習支援により、公平な学習環境を提供し、教育格差の解消等に寄与する。
事業等の期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
事業等実施までのスケジュール	令和〇年〇月 教材の購入 令和〇年〇月 施設備品等の購入 令和〇年〇月 チラシ作成・印刷、ポスティング（塾生の募集） 令和〇年〇月 無料塾の開設
補助期間終了後の事業等継続の有無	○有 ・ 無

事業等収支予算書

【収入】 (単位：円)

区分・内容	予算額	算出根拠	
市補助金	70,000円	補助率	90%
寄付金	7,000円	賛同者からの寄付金：1,000円×7人	
団体会員の会費より	1,300円	〇〇塾会員による会費より	
収入合計	78,300円		

【支出】 (単位：円)

区分・内容	予算額	補助金充当額	算出根拠
教材購入費	50,000円	50,000円	教材セット(テキスト等)一式：45,000円、講師用参考書：2,500円×2冊
備品購入費	18,500円	12,000円	ホワイトボード：1台
消耗品費	1,800円	0円	ホワイトボードマーカー：150円×2本、ポインター：1,500円×1本
印刷製本費	8,000円	8,000円	塾生募集のチラシ印刷：〇〇枚
	円	円	
支出合計	78,300円	70,000円	
うち補助対象経費の合計	78,300円	70,000円	

《市補助金の積算方法》

補助対象経費の合計	※ 市補助金
<u>78,300円</u> × 補助率 <u>90%</u> ≥	<u>70,000円</u>

- ※ 市補助金は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書（様式第1号）に記載された「交付申請額」と同一額にすること。
- ※ 補助率は、スタートダッシュ支援の補助率、ジャンプアップ支援の補助回数に応じた補助率とし、それを用いて補助金の額を計算すること。
- ※ 収入合計と支出合計は必ず一致すること。

交付申請団体調書

団 体 名	無料塾「〇〇塾」
団 体 の 所 在 地	〒301-〇〇〇〇 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団 体 の 連 絡 先	電話 0297-〇〇-〇〇〇〇 FAX 0297-〇〇-〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇
代表者の職・氏名	塾長 龍ヶ崎 はじめ
代 表 者 の 住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記所在地と同じ
代 表 者 の 連 絡 先	<input checked="" type="checkbox"/> 上記連絡先と同じ
団体の設立年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
団 体 の 設 立 目 的	子どものための地域の学びの場の普及を目的として設立
活 動 の 分 野 (該当する分野に✓を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 保健, 医療又は福祉の増進 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害救護 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 <input type="checkbox"/> 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 団体活動に対する助言・援助 <input type="checkbox"/> その他県条例で定める活動
構 成 員 の 人 数 (うち市民の人数)	〇 人 ( 〇 人)
団体の主な活動地域	〇〇学区
団体の主な活動内容及びこれまでの実績	プレ夏期講習会 ( 〇 年 〇 月 〇 日)
これまでに受けた補助金・助成金	なし
市民活動センターへの団体登録状況	<input type="checkbox"/> 登録済み <input checked="" type="checkbox"/> 登録予定 ( 〇 月 〇 日)

※ 担当者氏名・連絡先 佐貫 いろは 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

誓約書兼同意書

補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないことを誓約します。
- (2) 納付すべき市税等に滞納がないことを誓約します。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に基づき、補助金の全部又は一部を返還します。
  - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明した場合
  - イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為をしたことが判明した場合
  - ウ その他龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に定める事項に違反したことが判明した場合

2 同意事項

- (1) 上記1の(1)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が各都道府県警察本部等に照会を行うことに同意します。
- (2) 上記1の(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が公簿等により市税等の納付状況を確認することに同意します。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇  
団体等名称 無料塾「〇〇塾」  
代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ  
（代表者の署名又は記名押印）  
代表者生年月日 昭和〇年〇月〇日

## 様式記入例

### 《申請編》

【ジャンプアップ支援（事業補助）Ver】



令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇  
 団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会  
 代表者職氏名 会長 北竜台 太郎  
 連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第9条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- スタートダッシュ支援  
 ジャンプアップ支援 (1)・2回目)

事業等の名称	歴史イベントin龍ヶ崎
交付申請額	300,000円

※ 交付申請額は、スタートダッシュ支援にあつては、補助対象経費の10分の9又は10万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を記載し、ジャンプアップ支援にあつては、交付の回数が1回目の場合は補助対象経費の10分の9又は30万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を、交付の回数が2回目の場合は補助対象経費の10分の8又は30万円のいずれか低い方の額（千円未満切り捨て）を記載すること。

【添付書類】

- 1 事業等実施計画書（様式第2号）
- 2 事業等収支予算書（様式第3号）
- 3 交付申請団体調書（様式第4号）
- 4 誓約書兼同意書（様式第5号）
- 5 団体の定款，会則，規約その他これらに準ずるもの及び会員名簿

事業等実施計画書

事業等の名称	歴史イベント in 龍ヶ崎
事業等の実施場所	〇〇会館
活動の分野 (該当する分野に✓を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 保健, 医療又は福祉の増進 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input checked="" type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害救護 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 <input type="checkbox"/> 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 団体活動に対する助言・援助 <input type="checkbox"/> その他県条例で定める活動
事業等の目的	歴史イベントを開催し、多くの方々に龍ヶ崎の歴史とまちを知ってもらい、観光活性化を図る。また、参加者に興味を持ってもらうことで、団体の会員数増加につなげることを目的とする。
事業等の内容	市民はもとより、多くの方々を対象に、龍ヶ崎の歴史・文化を学んでもらうため、〇〇会館においてパネル展示や専門家による講演会を開催する。
事業等により期待される効果	歴史・文化などの地域資源を活かした観光活性化により、誘客を促し、交流人口の拡大及び地域経済の振興につながることが期待される。
事業等の期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
事業等実施までのスケジュール	令和〇年〇月 会場の予約、講演会の外部講師への講演依頼 令和〇年〇月 展示パネルの制作 令和〇年〇月 ポスター及びチラシの作成 令和〇年〇月 広報活動（ポスターの掲示、チラシの配布、団体ホームページによる情報発信等） 令和〇年〇月 事業の実施
補助期間終了後の事業等継続の有無	○有 ・ 無

事業等収支予算書

【収入】 (単位：円)

区分・内容	予算額	算出根拠	
市補助金	300,000円	補助率	90%
参加費	30,000円	〇〇〇円×〇〇〇人	
寄付金	40,000円	賛同企業等からの寄付金：〇〇円×〇社	
団体会計の予算（自主財源）より	24,800円	団体運営、事業活動のための団体資金より	
収入合計	394,800円		

【支出】 (単位：円)

区分・内容	予算額	補助金充当額	算出根拠
会場等使用料	120,000円	50,000円	〇〇会館大ホール使用料：100,000円、付属設備使用料：20,000円
講師謝礼金	20,000円	20,000円	〇〇大学助教授 〇〇氏
講師交通費	4,800円	0円	〇〇駅～〇〇駅（往復交通費実費）
印刷製本費	100,000円	100,000円	展示パネル制作費：70,000円、ポスター・チラシ印刷代：30,000円
消耗品費	75,000円	55,000円	パネルフレーム：3,500円×20枚、パネルブック：250円×20本
新聞折込料	55,000円	55,000円	〇〇新聞（〇〇エリア）
損害保険料	20,000円	20,000円	イベント保険（〇日間）
支出合計	394,800円	300,000円	
うち補助対象経費の合計	394,800円	300,000円	

《市補助金の積算方法》

補助対象経費の合計	※ 市補助金
<u>394,800円</u> × 補助率 <u>90%</u> ≥ <u>300,000円</u>	

- ※ 市補助金は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書（様式第1号）に記載された「交付申請額」と同一額にすること。
- ※ 補助率は、スタートダッシュ支援の補助率、ジャンプアップ支援の補助回数に応じた補助率とし、それを用いて補助金の額を計算すること。
- ※ 収入合計と支出合計は必ず一致すること。

交付申請団体調書

団 体 名	龍ヶ崎の歴史を学ぼう会
団 体 の 所 在 地	〒301-0000 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇
団 体 の 連 絡 先	電話 0297-〇〇-〇〇〇〇 FAX 0297-〇〇-〇〇〇〇 E-mail 〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇
代表者の職・氏名	会長 北竜台 太郎
代表者の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記所在地と同じ
代表者の連絡先	<input checked="" type="checkbox"/> 上記連絡先と同じ
団体の設立年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
団体の設立目的	〇〇地区に散在する歴史的建造物のガイド活動を通して、多くの 方々に龍ヶ崎の歴史とまちを知ってもらい、観光活性化につなげ たいという思いから設立
活 動 の 分 野 (該当する分野に✓を 付すこと。)	<input type="checkbox"/> 保健, 医療又は福祉の増進 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input checked="" type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害救護 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 <input type="checkbox"/> 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 団体活動に対する助言・援助 <input type="checkbox"/> その他県条例で定める活動
構 成 員 の 人 数 (うち市民の人数)	〇 人 ( 〇 人)
団体の主な活動地域	〇〇市街地地区
団体の主な活動内容及びこれまでの実績	〇〇ワークショップの開催 ( 〇 年 〇 月 〇 日)
これまでに受けた 補助金・助成金	〇〇事業補助金 (〇〇年度)
市民活動センター への団体登録状況	<input checked="" type="checkbox"/> 登録済み <input type="checkbox"/> 登録予定 ( 月 日)

※ 担当者氏名・連絡先 龍ヶ岡 花子 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

誓約書兼同意書

補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないことを誓約します。
- (2) 納付すべき市税等に滞納がないことを誓約します。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に基づき、補助金の全部又は一部を返還します。
  - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明した場合
  - イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為をしたことが判明した場合
  - ウ その他龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱に定める事項に違反したことが判明した場合

2 同意事項

- (1) 上記1の(1)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が各都道府県警察本部等に照会を行うことに同意します。
- (2) 上記1の(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、龍ヶ崎市長が公簿等により市税等の納付状況を確認することに同意します。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇  
団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会  
代表者職氏名 会長 北竜台 太郎  
（代表者の署名又は記名押印）  
代表者生年月日 昭和〇年〇月〇日

## 様式記入例

### 《 実績報告編 》

【スタートダッシュ支援（設立補助）Ver】

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇  
 団体等名称 無料塾「〇〇塾」  
 代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ  
 連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金事業等実績報告書

令和〇年〇月〇日付け龍ヶ崎市指令〇第〇号にて補助金の交付決定を受けた下記事業等が完了したので、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- スタートダッシュ支援  
 ジャンプアップ支援（1・2回目）

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備
事業等の成果	別添「事業等成果書」のとおり
事業等の完了日	令和〇年〇月〇日
事業費	76,000円 （うち補助対象経費 68,000円）
備考	

【添付書類】

- 1 事業等成果書（様式第10号）
- 2 事業等収支決算書（様式第11号）
- 3 補助対象経費の支出額が分かる書類（領収書等）の写し

事業等成果書

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備
事業等の実施場所	〇〇コミュニティセンター
活動の分野 (該当する分野に✓を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 保健, 医療又は福祉の増進 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害救護 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 <input type="checkbox"/> 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 団体活動に対する助言・援助 <input type="checkbox"/> その他県条例で定める活動
事業等の目的	経済的な理由等により、塾に通えない子どもたちに対する無料塾を開設し、そこでの学習支援を行うための準備を目的とする。
事業等の内容	無料塾を開設するに当たっての教材及び施設備品等を整えた。
事業等による効果	無料塾の開設及び継続した学習支援により、公平な学習環境を提供し、教育格差の解消等を図ることができた。
事業等の期間	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
事業等実施までのスケジュール	令和〇年〇月 教材の購入 令和〇年〇月 施設備品等の購入 令和〇年〇月 チラシ作成・印刷、ポスティング（塾生の募集） 令和〇年〇月 無料塾の開設
補助期間終了後の事業等継続の有無	有 ・ 無



事業等収支決算書

【収入】 (単位：円)

区分・内容	予算現額	決算額	比較増減額	摘要（説明）	
市補助金	70,000円	68,000円	▲2,000円	補助率	90%
寄付金	7,000円	7,000円	0円		
団体会員の会費より	1,300円	1,000円	▲300円	支出減に伴う団体会員の会費からの持ち出し減	
収入合計	78,300円	76,000円	▲2,300円		

【支出】 (単位：円)

区分・内容	予算現額	決算額	比較増減額	摘要（説明）
教材購入費	50,000円	50,000円	0円	
備品購入費	18,500円	18,500円	0円	
消耗品費	1,800円	2,500円	700円	〇〇に使用する〇〇を追加購入したため
印刷製本費	8,000円	5,000円	▲3,000円	チラシの印刷枚数を減らしたため
	円	円	円	
支出合計	78,300円	76,000円	▲2,300円	
うち補助対象経費の合計	78,300円	76,000円	▲2,300円	

《市補助金の積算方法》

補助対象経費の合計	※市補助金
<u>76,000円</u> × 補助率 <u>90%</u> ≥ <u>68,000円</u>	

【収入支出差引】 (単位：円)

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘要（顛末）
76,000円	76,000円	0円	

- ※ 市補助金は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）に記載された「補助金の額」が上限となります。
- ※ 補助率は、スタートダッシュ支援の補助率、ジャンプアップ支援の補助回数に応じた補助率とし、それを用いて補助金の額を計算すること。
- ※ 収入合計と支出合計は必ず一致すること。
- ※ 収入支出差引中の「摘要」欄には、収入支出差引過不足額の処理の方法等について記載すること。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇  
 団体等名称 無料塾「〇〇塾」  
 代表者職氏名 塾長 龍ヶ崎 はじめ 印  
 連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付請求書

令和〇年〇月〇日付け龍ヶ崎市指令〇第〇号にて交付額の確定（交付決定・変更承認）があった下記の事業等に係る補助金について、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第14条第2項の規定により、請求します。

記

- スタートダッシュ支援
- ジャンプアップ支援 （1・2回目）

事業等の名称	無料塾「〇〇塾」開設準備
補助金の額	既通知済額 68,000 円（ア）
	既交付額 0 円（イ）
	今回請求額 68,000 円（ウ）
	未交付額 0 円（ア）－（イ）－（ウ）
備考	

振込先	金融機関名	〇〇銀行								
	本・支店等名	〇〇支店								
	口座番号	普通	・	当座	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	フリガナ	リョウガキョク〇〇ジツク ジツクキョウ リョウガキョク ハジメ								
	口座名義人	無料塾「〇〇塾」 塾長 龍ヶ崎 はじめ								

## 様式記入例

### 《 実績報告編 》

【ジャンプアップ支援（事業補助）Ver】

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇  
 団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会  
 代表者職氏名 会長 北竜台 太郎  
 連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金事業等実績報告書

令和〇年〇月〇日付け龍ヶ崎市指令〇第〇号にて補助金の交付決定を受けた下記事業等が完了したので、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- スタートダッシュ支援  
 ジャンプアップ支援 (1)・2回目

事業等の名称	歴史イベントin龍ヶ崎
事業等の成果	別添「事業等成果書」のとおり
事業等の完了日	令和〇年〇月〇日
事業費	411,000円 (うち補助対象経費 300,000円)
備考	

【添付書類】

- 1 事業等成果書（様式第10号）
- 2 事業等収支決算書（様式第11号）
- 3 補助対象経費の支出額が分かる書類（領収書等）の写し

事業等成果書

事業等の名称	歴史イベント in 龍ヶ崎
事業等の実施場所	〇〇会館
活動の分野 (該当する分野に✓を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 保健, 医療又は福祉の増進 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input checked="" type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害救護 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 <input type="checkbox"/> 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 団体活動に対する助言・援助 <input type="checkbox"/> その他県条例で定める活動
事業等の目的	歴史イベントを開催し、多くの方々に龍ヶ崎の歴史とまちを知ってもらい、観光活性化を図る。また、参加者に興味を持ってもらうことで、団体の会員数増加につなげることを目的とする。
事業等の内容	市民はもとより、多くの方々を対象に、龍ヶ崎の歴史・文化を学んでもらうため、〇〇会館においてパネル展示や専門家による講演会を開催した。
事業等による効果	歴史・文化などの地域資源を活かした観光活性化により、誘客を促し、交流人口の拡大及び地域経済の振興を図ることができた。
事業等の期間	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
事業等実施までのスケジュール	令和〇年〇月 会場の予約、講演会の外部講師への講演依頼 令和〇年〇月 展示パネルの制作 令和〇年〇月 ポスター及びチラシの作成 令和〇年〇月 広報活動（ポスターの掲示、チラシの配布、団体ホームページによる情報発信等） 令和〇年〇月 事業の実施
補助期間終了後の事業等継続の有無	(有) ・ 無

事業等収支決算書

【収入】 (単位：円)

区分・内容	予算現額	決算額	比較増減額	摘要（説明）	
市補助金	300,000円	300,000円	0円	補助率	90%
参加費	30,000円	40,000円	10,000円	参加者増による増額	
寄付金	40,000円	40,000円	0円		
団体会計の予算（自主財源）より	24,800円	31,000円	6,200円	支出増に応じた団体会計からの持ち出し増	
収入合計	394,800円	411,000円	16,200円		

【支出】 (単位：円)

区分・内容	予算現額	決算額	比較増減額	摘要（説明）	
会場等使用料	120,000円	120,000円	0円		
講師謝礼金	20,000円	20,000円	0円		
講師交通費	4,800円	6,000円	1,200円	〇〇の都合上、往路に特急列車を利用したため	
印刷製本費	100,000円	110,000円	10,000円	チラシの印刷枚数を増やしたため	
消耗品費	75,000円	75,000円	0円		
新聞折込料	55,000円	60,000円	5,000円	折込チラシの配布エリアを拡大したため	
損害保険料	20,000円	20,000円	0円		
支出合計	394,800円	411,000円	16,200円		
うち補助対象経費の合計	394,800円	411,000円	16,200円		

《市補助金の積算方法》

補助対象経費の合計	※市補助金
411,000円 × 補助率 90% ≥	300,000円

【収入支出差引】 (単位：円)

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘要（顛末）
411,000円	411,000円	0円	

- ※ 市補助金は、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）に記載された「補助金の額」が上限となります。
- ※ 補助率は、スタートダッシュ支援の補助率、ジャンプアップ支援の補助回数に応じた補助率とし、それを用いて補助金の額を計算すること。
- ※ 収入合計と支出合計は必ず一致すること。
- ※ 収入支出差引中の「摘要」欄には、収入支出差引過不足額の処理の方法等について記載すること。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所（所在地） 龍ヶ崎市〇〇町〇〇-〇  
 団体等名称 龍ヶ崎の歴史を学ぼう会  
 代表者職氏名 会長 北竜台 太郎 印  
 連絡先 0297-〇〇-〇〇〇〇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付請求書

令和〇年〇月〇日付け龍ヶ崎市指令〇第〇号にて交付額の確定（交付決定・変更承認）があった下記の事業等に係る補助金について、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱第14条第2項の規定により、請求します。

記

- スタートダッシュ支援  
 ジャンプアップ支援 (1)・2回目

事業等の名称	歴史イベントin龍ヶ崎
補助金の額	既通知済額 300,000円(ア)
	既交付額 0円(イ)
	今回請求額 300,000円(ウ)
	未交付額 0円(ア)-(イ)-(ウ)
備考	

振込先	金融機関名	〇〇信用金庫								
	本・支店等名	〇〇支店								
	口座番号	普通	・	当座	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	フリガナ	リュウカギナルキョマホウカイ カイヨウ ホクリョウダイドウ								
	口座名義人	龍ヶ崎の歴史を学ぼう会 会長 北竜台 太郎								

## Q & A

Q 補助金の申請は郵送やFAXでも受け付けてくれますか？

A 不可です。必ず地域づくり推進課まで直接提出してください。

Q 交付決定前に実施した事業等の費用は、補助対象となりますか？

A 対象外です。補助事業の期間は、交付決定後からとなりますので、ご注意ください。

Q 翌年度にわたる事業等の申請は可能ですか？

A 不可です。この補助金は、交付決定後からその日に属する年度内に完了する事業を対象としています。

Q 補助金の申請をしてから交付決定までの期間は、どのくらいですか？

A 団体の適格性をはじめ、申請内容の審査を行う関係から、交付決定までは1か月程度みてください。

Q 外部講師等に対する謝礼金の領収書は、所定のものがありますか？

A 所定の様式はありません。市販のものをご利用いただくか、ご自身で作成していただくこととなりますが、氏名、日付、金額、但し書き（支払いの内容）は必ず記載してください。

《参考：領収書の記載例》

<b>領 収 書</b>	
令和〇年〇月〇日	
<u>(団体名) 様</u>	
<b>金 20,000円</b>	
但し、〇月〇日実施の「〇〇講演会」の講師謝礼金として 上記正に領収いたしました。	
令和〇年〇月〇日	
住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇	
氏名 (講師名) ㊟	

Q 外部講師等の会場までの交通費（電車代）は、どのように取り扱えばいいですか？

A 交通手段、経路、運賃等に係る資料、及び領収書等を提出してください。

Q インターネット上で購入したもので領収書が発行されない場合がありますが、どのようにすればいいですか？

A 領収書に代わる支払明細書や納品書など、購入と支払金額が確認できるものを提出してください。



【お問い合わせ先（相談窓口）】

- 龍ヶ崎市市民経済部地域づくり推進課市民活動推進グループ  
(龍ヶ崎市役所4階)

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

【TEL】0297-64-1111(代) 内線435・438

【FAX】0297-60-1584

【E-mail】community@city.ryugasaki.lg.jp

・開庁時間：8：30～17：15

・閉庁日：土曜・日曜・祝日、年末年始

- 龍ヶ崎市市民活動センター

〒301-0004 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2445番地

【TEL】0297-63-0030

【FAX】0297-63-0571

【E-mail】katsudou@r-shimin.sakura.ne.jp

・開館時間：9：00～19：00（日曜、祝日は17：00まで）

・休館日：毎週月曜、年末年始